

報道関係者 各位

平成24年9月10日（月）

**【照会先】**

労働基準局 労働条件政策課 賃金時間室

大臣官房参事官 里見 隆治

主任中央賃金指導官 藤永 芳樹

副主任中央賃金指導官 川田代 学

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5531、5546)

(直通電話) 03(3502)6758

## 平成24年度地域別最低賃金額改定の答申について

～全国加重平均額は749円、  
生活保護との逆転がある11都道府県のうち5府県で逆転現象が解消～

各都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会は、今日までに、平成24年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を答申しました。改定額および発効予定年月日の一覧は別紙のとおりです。

これは、中央最低賃金審議会（厚生労働大臣の諮問機関）が7月26日に示した答申「平成24年度地域別最低賃金額改定の目安について」を踏まえ、地方最低賃金審議会が改定額を調査審議した結果です。

答申された改定額は、各都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経て、正式に決定されます。

### 【平成24年度地域別最低賃金額答申状況のポイント】

- ・改定額の**全国加重平均額は749円**（昨年度737円）※。  
※ 昨年度との差額12円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分（2円）が含まれている（別紙の※4参照）。
- ・改定額の**分布は652円**（島根県、高知県）～**850円**（東京都）。  
すべての都道府県で**5円～14円の引上げ**が答申された。
- ・地域別最低賃金額が生活保護水準と逆転している**11都道府県**  
（北海道、青森、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島）のうち、**青森、埼玉、千葉、京都、兵庫の5府県で逆転が解消**。

（別紙）平成24年度地域別最低賃金額答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

(別紙)

平成24年度地域別最低賃金額答申状況

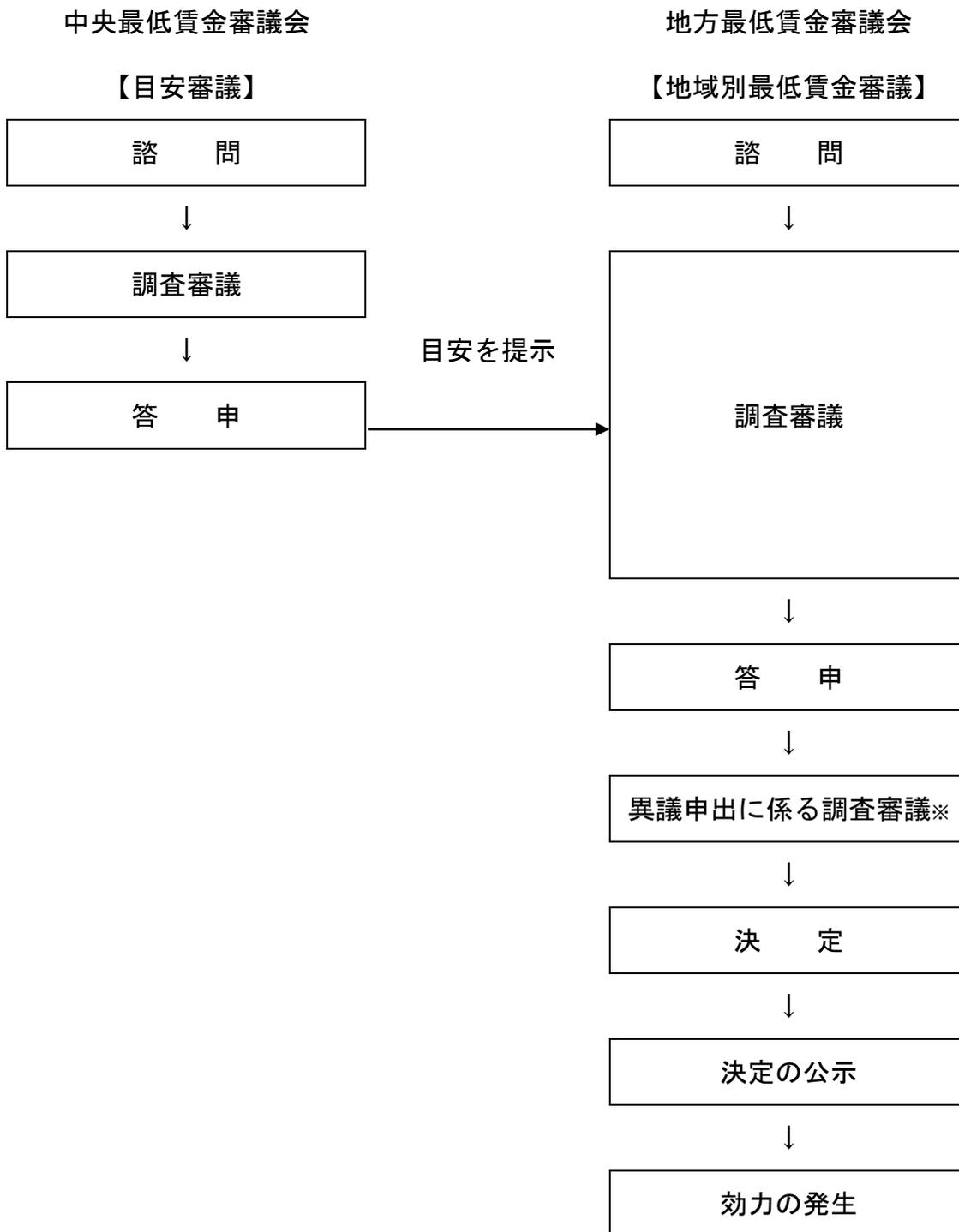
都道府県名	答申最低賃金時間額※1 【円】	引上げ額 【円】	( 発効予定年月日※2 )
北海道	719 ( 705 )	14	( 平成24年10月18日 ) ※3
青 森	654 ( 647 )	7	( 平成24年10月12日 ) ※3
岩 手	653 ( 645 )	8	( 平成24年10月20日 ) ※3
宮 城	685 ( 675 )	10	( 平成24年10月19日 ) ※3
秋 田	654 ( 647 )	7	( 平成24年10月13日 ) ※3
山 形	654 ( 647 )	7	( 平成24年10月24日 )
福 島	664 ( 658 )	6	( 平成24年10月1日 ) ※3
茨 城	699 ( 692 )	7	( 平成24年10月6日 ) ※3
栃 木	705 ( 700 )	5	( 平成24年10月1日 ) ※3
群 馬	696 ( 690 )	6	( 平成24年10月10日 ) ※3
埼 玉	771 ( 759 )	12	( 平成24年10月1日 ) ※3
千 葉	756 ( 748 )	8	( 平成24年10月1日 ) ※3
東 京	850 ( 837 )	13	( 平成24年10月1日 ) ※3
神奈川	849 ( 836 )	13	( 平成24年10月1日 ) ※3
新 潟	689 ( 683 )	6	( 平成24年10月5日 ) ※3
富 山	700 ( 692 )	8	( 平成24年11月4日 )
石 川	693 ( 687 )	6	( 平成24年10月6日 ) ※3
福 井	690 ( 684 )	6	( 平成24年10月6日 ) ※3
山 梨	695 ( 690 )	5	( 平成24年10月1日 ) ※3
長 野	700 ( 694 )	6	( 平成24年10月1日 ) ※3
岐 阜	713 ( 707 )	6	( 平成24年10月1日 ) ※3
静 岡	735 ( 728 )	7	( 平成24年10月12日 ) ※3
愛 知	758 ( 750 )	8	( 平成24年10月1日 ) ※3
三 重	724 ( 717 )	7	( 平成24年9月30日 ) ※3
滋 賀	716 ( 709 )	7	( 平成24年10月6日 ) ※3
京 都	759 ( 751 )	8	( 平成24年10月14日 ) ※3
大 阪	800 ( 786 )	14	( 平成24年9月30日 ) ※3
兵 庫	749 ( 739 )	10	( 平成24年10月1日 ) ※3
奈 良	699 ( 693 )	6	( 平成24年10月6日 ) ※3
和歌山	690 ( 685 )	5	( 平成24年10月1日 ) ※3
鳥 取	653 ( 646 )	7	( 平成24年10月20日 ) ※3
島 根	652 ( 646 )	6	( 平成24年10月14日 ) ※3
岡 山	691 ( 685 )	6	( 平成24年10月21日 )
広 島	719 ( 710 )	9	( 平成24年10月1日 ) ※3
山 口	690 ( 684 )	6	( 平成24年10月1日 ) ※3
徳 島	654 ( 647 )	7	( 平成24年10月19日 ) ※3
香 川	674 ( 667 )	7	( 平成24年10月5日 ) ※3
愛 媛	654 ( 647 )	7	( 平成24年10月19日 )
高 知	652 ( 645 )	7	( 平成24年10月26日 )
福 岡	701 ( 695 )	6	( 平成24年10月13日 ) ※3
佐 賀	653 ( 646 )	7	( 平成24年10月21日 )
長 崎	653 ( 646 )	7	( 平成24年10月21日 )
熊 本	653 ( 647 )	6	( 平成24年10月1日 ) ※3
大 分	653 ( 647 )	6	( 平成24年10月4日 ) ※3
宮 崎	653 ( 646 )	7	( 平成24年10月24日 )
鹿児島	654 ( 647 )	7	( 平成24年10月13日 ) ※3
沖 縄	653 ( 645 )	8	( 平成24年10月25日 )
全国加重平均額	749 ( 737 )	12※4	

※1 括弧書きは、平成23年度地域別最低賃金額

※2 「発効予定年月日」欄の日付は異議審がない場合の最短のもの。ただし、※3は異議申出に係る手続が終了し、発効年月日は確定。

※4 経済センサス(旧：事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(2円)が含まれている。

## 地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催